

ヒューマンデザインジャパン登録者規約

2020年12月10日制定

2023年1月1日変更

この規約は、合同会社ヒューマンデザインジャパン（以下「弊社」といいます。）にプロフェッショナル登録されることを希望する者と弊社との間の法的な関係を定めるとともに、弊社にプロフェッショナル登録した者と弊社との間の契約の内容等についての法的な関係を定めるものです。

第1条（定義）

- この規約において、次の表の左欄の用語は、それぞれ同表の右欄に定めたとおりの意味を有するものとします。

登録者	弊社と登録契約を締結し、現に弊社にプロフェッショナル登録を行っている者
登録契約	この規約の各条項（前文及び第2条を除きます。）に従った登録者と弊社との間で締結される契約

- この規約において、別表第1の左欄の用語は、それぞれ同表の右欄に定めたとおりの意味を有するものとします。

第2条（登録）

- リーディング、講座開催、イベントの開催、ヒューマンデザイン・システム等を用いた広報活動その他ヒューマンデザイン・システム等を使用した活動を行うことを希望する個人（現に登録者である者を除き、以下「登録希望者」といいます。）は、弊社指定の手続により、自らについてプロフェッショナル登録するよう弊社に申請することができます。
- 登録希望者が前項の申請を行うにあたっては、別表第2に定める登録審査事務手数料（初年度年会費込）を、消費税等の額を付して、弊社の指定する銀行口座に振り込んで支払うものとします。支払いに要する振込手数料その他の費用は、別途弊社が定めない限り、登録希望者が負担するものとします。
- 登録希望者が未成年である場合には、登録希望者は、第1項の申請の際に、親権者の同意書を弊社に提出しなければなりません。
- 第2項の登録審査事務手数料（初年度年会費込）は、審査の結果弊社がプロフェッショナル登録を認めなかっ場合その他いかなる理由がある場合でも、返金することはできません。
- 登録希望者が第1項の申請及び第2項の登録審査事務手数料（初年度年会費込）を支払った場合、弊社は、登録希望者のプロフェッショナル登録を認めるかどうかの審査を行うものとします。
- 前項の場合において、弊社は、登録希望者のプロフェッショナル登録を認めるかどうかについて、完全な裁量を有するものとします。ただし、登録希望者と弊社との間でなされた別段の合意に基づきプロフェッショナル登録を求める権利を有する登録希望者については、弊社はプロフェッショナル登録を認めなければならないものとします。
- 第5項の審査の結果、弊社が登録希望者のプロフェッショナル登録を認めることを決定した場合には、その決定の時点において、登録希望者は登録者となり、弊社との間で登録契約が成立するものとします。
- 前項に規定する場合において、前項のプロフェッショナル登録が2021年1月1日以降で初回のプロフェッショナル登録であるときは、登録者と弊社との間で、登録契約の成立と同時に、当社が2022年1月1日に制定した「2022年1月1日版ヒューマンデザインジャパン登録時経過措置約款」の各条項を内容とする契約が成立するものとします。
- 第5項の審査の結果、弊社が登録希望者のプロフェッショナル登録を認めないと決定した場合でも、登録希望者と弊社との間で別段の合意がある場合を除き、弊社は、登録希望者に対してその理由を通知することを要しないものとします。

第3条（登録者の権利）

1. リーディング登録を行った登録者は、別表第3に定める範囲で、第三者に対してリーディングを行うことができます。
2. 講師登録を行った登録者は、別表第5に定める範囲で、講座開催をすることができます。
3. 講師登録を行った登録者は、前項の規定により自らが行うことができる講座に関する範囲で、イベントを開催することができます。
4. 登録者は、第1項及び第2項の規定により自らが行うことができるリーディング又は講座に関する範囲で、イベントに該当しない広報活動を行うことができます。
5. 登録者は、前各項の規定により認められる活動のほか、ヒューマンデザイン・システム等を使用した物又は情報について、次の行為を行うことができます。
 - (1) 自らの学習又は復習を行うために複製又は翻訳すること。
 - (2) 弊社又はその情報に関する講座を修了している登録者に対して開示又は伝達すること。
 - (3) 自らが受講した講座の主催者に対して開示又は伝達すること（ただし、当該講座の範囲の物又は情報に限るものとします。）。
 - (4) 自らの学びを深める目的で、自らと同じ講座を受講していた他の受講者又はその情報に関する講座を受講中である若しくは修了した者（弊社所定の方法により受講若しくは修了の事実を確認することができる者に限ります。）に対して勉強会その他の方法により開示又は伝達すること。
 - (5) 自らの学びを深める目的で、配偶者、2親等内の親族、プライベート又はビジネスでのパートナーに対し、口頭かつ1対1で開示又は伝達すること。
6. 登録者は、弊社が別途包括的に又は個別に許諾した範囲で、ヒューマンデザイン・システム等を使用して、第1項から第4項までの活動を行うための資料の作成及び配布その他弊社が別途包括的に又は個別に許諾する活動をすることができます。
7. 登録者は、この規約及び登録契約を遵守する限り、前各項の活動にあたって、弊社から知的財産権を行使されることはありません。なお、弊社は、無登録活動を行う者に対しては、弊社又はJovianの有する知的財産権（弊社の有するレイヴ・マンダラ（the Rave Mandala）についての商標登録第5589938号及び第5748098号の商標権を含みます。）に基づき、無登録活動を阻止しようとすることがあります。
8. 前各項で認められる登録者の権利は、登録者がこの規約及び登録契約を遵守する限りにおいて認められるものです。

第4条（年会費）

1. 登録者は、弊社に対し、毎年1月1日から12月31日までの年会費として、第14条の登録更新の手続と同時に、別表第6に定める年会費を支払うものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、プロフェッショナル登録の申請を行った年の年会費は、登録審査事務手数料（初年度年会費込）に含まれるものとします。

第5条（ライセンス料等）

1. 講座において講師を務めた登録者は、弊社に対し、当該登録者が講師を務めるその月に開講した講座の受講者の数に別表第7に定めるライセンス料単価を乗じたライセンス料を、弊社が指定する期限までに支払うものとします。
2. 前項のライセンス料は、弊社が主催する講座については課されないものとします。弊社が主催する講座において登録者が講師を務めた場合に弊社が登録者に支払う講師料の有無及び額は、別途登録者と弊社とが合意するものとします。
3. 登録者は、講座開催にあたって弊社からテキストを購入した場合には、当該テキストの代金及びその送付のための送料（1か所あたり1,650円（税込）。ただし、送付先が日本国外である場合又は送付先に

送付すべきテキストが著しく多量である場合には、別途弊社が定める金額。)を、弊社が指定する期限までに支払うものとします。

第6条(登録範囲を超える活動等の禁止)

登録者は、第3条の規定により認められる範囲を超えて、次の行為を行ってはなりません。

- (1) リーディング、講座開催、イベントの開催、ヒューマンデザイン・システム等を用いた広報活動その他のヒューマンデザイン・システム等を使用した活動を行うこと。
- (2) 前号のほか、ヒューマンデザイン・システム等を使用した物又は情報(一般に向けて公開されている情報を除きます。)を弊社の承諾なく第三者(家族や友人を含みます。)に開示又は伝達すること。

第7条(リーディングにおける登録者の遵守事項)

1. 登録者がリーディングを行う場合、リーディングにかける時間は、別表第8に定める所要時間を下回ってはならないものとします。なお、リーディングの参考価格は、同表に定める参考リーディング料のとおりです。
2. 登録者は、リーディング対象者に対して資料を配布又は提供する場合に、弊社又は他国組織等の作成に係るテキスト等の資料又はその写し(写真コピーに限らず、資料の内容を書き写したものも含みます。)を用いることはできません。
3. 次のいずれかの例外に該当する場合を除き、リーディングはリーディング対象者と1対1で行うものとし、複数人相手又は公開若しくは第三者同席でのリーディングは行ってはなりません。
 - (1) パートナーシップリーディングを行う場合には、リーディング対象者を2名とすることができるものとします。
 - (2) 配偶者、2親等内の親族、プライベート又はビジネスでのパートナーその他パートナーシップリーディングを行うことが相当な関係にある者については、他のリーディング対象者に対するリーディングに同席することができるものとします。
 - (3) 弊社が別途承諾した場合には、当該承諾の範囲内で複数人相手又は公開若しくは第三者同席でのリーディングを行うことができるものとします。

第8条(講座開催における登録者の遵守事項)

1. 登録者は、講座開催をしようとする場合、事前に弊社に対しその種類、内容、受講者その他弊社が別途包括的に又は個別に指定する事項を報告しなければなりません。
2. 登録者は、弊社又は登録者が提供又は斡旋する業務に従事することによって受講者が何らかの利益を収受しうること(弊社や登録者が受講者に顧客(リーディングを受ける顧客や講座を受講する顧客)を紹介することで受講者がリーディング料や受講料を得ることができるということを含みます。)をもって受講の勧誘をしてはなりません。
3. 登録者は、講座開催をする場合、別表第9に定める要領に従わなければなりません。
4. 登録者は、自らが講師となる講座(弊社主催のものを除きます。)において、弊社の事前の許諾を得た上で、当該講座を録音又は録画(ストリーミング配信される本講座の音声又は動画の保存を含みます。)することを許可することができるものとします。この場合、登録者は、受講者に対して、録音及び録画は受講者本人(家族や友人を含みません。)の学習又は復習の目的でのみ認められる旨を説明しなければなりません。
5. 登録者は、講座開催をしようとする場合、受講者に対し、受講に際しては弊社が別途定める「ヒューマンデザインジャパン全講座共通受講規約」(その時点において最新のもの)が適用されて受講者と弊社との間に契約が成立することを表示及び説明し、受講者に承諾させなければなりません。

第9条(イベントの開催における登録者の遵守事項)

1. 講師登録をしていない登録者は、イベントを開催することはできません。

2. 講師登録をした登録者は、イベントを開催する場合、次の条件を遵守しなければなりません。
 - (1) 当該イベントは、説明会、体験会又は復習会のいずれかに該当するものでなければなりません。
 - (2) 当該イベントは、第3条第2項の規定により自らが開催することができる講座に関する範囲で開催しなければなりません。
 - (3) 前各号の条件のほか、弊社が別途指定する条件を遵守しなければなりません。

第10条（イベントに該当しない広報活動における登録者の遵守事項）

- 登録者は、イベントに該当しない広報活動を行う場合、次の条件を遵守しなければなりません。
- (1) 当該広報活動は、広報（プロモーション）が主たる目的であると客観的に認められるものとしなければなりません。
 - (2) 当該広報活動は、無償で行われるものでなければなりません。
 - (3) 当該広報活動においては、弊社所定の方法によりヒューマンデザイン・システム等について明示しなければなりません。
 - (4) 前各号の条件のほか、弊社が別途指定する条件を遵守しなければなりません。

第11条（登録者のその他の遵守事項）

1. 登録者は、リーディング、講座開催、イベントの開催、広報活動その他ヒューマンデザイン・システム等を使用した活動を行う場合には、次の条件を遵守しなければなりません。
 - (1) リーディング対象者、講座の受講者、イベントの参加者その他当該活動に係る第三者に対し、ヒューマンデザイン・システム等を用いていること及び用いられている範囲を説明しなければなりません。
 - (2) 当該活動にあたって配布する物品（名刺を含みます。）及び当該活動を見る第三者が表示することになる画面（ウェブサイト、ブログ等を含みます。）に、弊社の公式ウェブサイトのアドレス（humanjp.com）を掲載しなければなりません。
2. 登録者は、著作権者の承諾を得た場合を除き、弊社、他国組織等又は他の登録者の作成に係るテキスト等の資料若しくはその写し（写真コピーに限らず、テキスト等の内容を書き写した物も含みます。）又はこれらを翻訳若しくは翻案したものを、第三者（家族、友人及び他の登録者を含みます。）に貸与若しくは譲渡し又は公衆送信してはなりません。
3. 登録者は、弊社若しくは他国組織等又はヒューマンデザイン・システム等の名誉を傷つける行為を行ってはなりません。
4. 登録者は、第6条から前条まで及び前各項のほか、登録者としてリーディング、講座開催、イベントの開催、広報活動その他ヒューマンデザイン・システム等に関する活動をするにあたり、弊社の決定、指導及び監督に従わなければなりません。

第12条（法人の名義・計算での活動）

登録者は、この規約及び登録契約において登録者が負う義務と同等の義務を弊社に対する義務として登録者が支配する法人に課し、弊社がこれを承諾した場合には、第3条の規定により登録者が行うことが認められている活動を当該法人の名義及び計算において行うことができるものとします。この場合でも、当該法人の従業員、株主その他当該法人に関係する個人は、この規約及び登録契約においては第三者として扱われるものとします。

第13条（登録の変更）

1. 登録者は、弊社ウェブサイトに掲載された登録者情報の変更（登録の種別の変更を除きます。）が必要となった場合には、変更後の情報を速やかに弊社に通知するとともに、別表第2に定める登録変更事務手数料を支払わなければなりません。
2. 登録者は、登録の種別を減少させる変更を希望する場合は、その旨を弊社に通知するとともに、別表第2に定める登録変更事務手数料を支払わなければなりません。この場合、当該変更は、当該通知の時

点で効力を生じるものとします。

3. 登録者は、登録の種別の変更（前項の変更を除きます。）を希望する場合は、その旨を弊社に通知するとともに、別表第2に定める登録変更審査事務手数料を支払わなければなりません。
4. 前項の登録変更審査事務手数料は、審査の結果弊社が変更を認めなかつた場合その他いかなる理由がある場合でも、返金することはできず、未払いの場合でもその支払義務を免れることはできません。
5. 第3項の場合において、弊社は、登録者の登録の種別の変更を認めるかどうかについて、完全な裁量を有するものとします。ただし、登録者と弊社との間でなされた別段の合意に基づき登録の種別の変更を求める権利を有する登録者については、変更を認めなければならないものとします。
6. 登録の種別の変更により年会費が増加する場合は、第3項の登録変更審査事務手数料の支払いと同時に、年会費の差額を弊社に支払わなければなりません。
7. 登録の種別の変更により年会費が減少することとなる場合でも、当該変更の年における年会費は減額されず、既に支払済みの年会費の返還は行いません。

第14条（登録更新）

1. 登録者は、翌年も登録者であり続けることを希望する場合には、毎年11月1日から12月15日までの期間を目安として弊社が別途指定する期間（当該期間の終了直前又は終了後にプロフェッショナル登録した登録者については、弊社が別途個別に指定する期間）に、本条に従って登録更新の手続をしなければなりません。
2. 登録更新の手続は、弊社ウェブサイトにて行うものとします。
3. 登録更新の手続においては、登録者は、氏名、住所、その他弊社が指定する事項についての登録者の最新の情報を申し出るとともに、登録契約を最新の規約に基づく内容に変更することについて同意することを申し出るものとします。
4. 前項の規定にかかわらず、登録者は、登録契約を最新の規約に基づく内容に変更することについて同意することを申し出ずに登録更新の手続を行うことができるものとします。この場合においては、第2項の規定にかかわらず、登録更新の手続は、弊社の指定する場所において書面を取り交わすことにより行うものとします。
5. 前項の手続は、2回以上連続して行うことはできないものとします。
6. 登録者は、登録更新の手続と同時に、翌年の年会費を支払わなければなりません。

第15条（登録資格の喪失）

1. 前条の登録更新の手続をしなかつた登録者は、当該手続をしなかつた年の12月31日の満了をもって、登録者ではなくなるものとします。
2. 次条の休止の申請をした登録者は、当該申請の時点をもって、登録者ではなくなるものとします。
3. 第17条に従って除名された登録者は、当該除名の時点をもって、登録者ではなくなるものとします。
4. 登録者ではなくなった者は、登録者でなくなった後は、次の行為を行ってはなりません。
 - (1) リーディング、講座開催、イベントの開催、ヒューマンデザイン・システム等を用いた広報活動その他のヒューマンデザイン・システム等を使用した活動を行い、又は、ヒューマンデザイン・システム等を使用した物若しくは情報（一般に向けて公開されている情報を除きます。）を弊社の承諾なく第三者（家族や友人を含みます。）に開示若しくは伝達すること。
 - (2) ヒューマンデザイン・システム等を使用した物又は情報を複製、貸与、譲渡、公衆送信、翻訳又は翻案すること。
 - (3) ヒューマンデザイン・システム等を使用した物又は情報を、自らの学習又は復習以外の用途に用いること。
 - (4) 弊社の有する登録商標（登録商標第5589938号及び第5748098号を含みます。）を使用すること。

- (5) 前3号のほか弊社又はJovianの知的財産権を侵害すること。
5. 前項の規定にかかわらず、登録者ではなくなった者は、ヒューマンデザイン・システム等を使用した物又は情報について、第3条第5項各号に規定する行為を行うことができるものとします。
 6. 登録者ではなくなった者は、登録者でなくなった時点以降は、第3条、第4条、第6条から前条まで、次条及び第17条の規定は適用されなくなるものとしますが、これらの条項以外の登録契約の条項は、別段の合意のない限り引き続き効力を有するものとします。この場合において、第5条及び第18条から第22条までの規定の適用にあたっては、登録者ではなくなった者は、登録者とみなすものとします。
 7. 登録者ではなくなった者が再度登録者となることを希望する場合には、その時点の最新の規約に従い、弊社に登録を申請するものとします。

第16条（休止の申請）

1. 登録者は、いつでも、弊社に対して休止の申請をすることができるものとします。
2. 登録者は、1月1日から休止する場合を除き、休止の申請をした場合でも休止する日の属する年の年会費の全額を支払わなければならず、既に支払済みの年会費の返還は行いません。

第17条（除名）

登録者がこの規約に違反したとき又はこれに準じる行為を行った場合は、弊社は、当該登録者を除名することができるものとします。

第18条（支払方法）

1. 登録者がこの規約又は登録契約に基づいて弊社に金銭を支払うべき場合には、当該金銭に消費税等の額を付して、弊社の指定する銀行口座への振込みの方法により支払うものとします。この場合において、振込手数料その他支払いに要する費用は登録者の負担とします。
2. 前項の規定にかかわらず、弊社が承諾する場合には、登録者は前項規定により支払うべき金額を現金により弊社に支払うことができるものとします。この場合、弊社が特別に免除しない限り、登録者は別表第2に定める現金払手数料及びこれに対する消費税等を付加して支払わなければなりません。

第19条（知的財産権）

登録者がヒューマンデザイン・システム等を使用して作成した物又は情報について生じた知的財産権は、次のとおり扱われるものとします。

- (1) 法令上弊社に原始的に帰属させることができる知的財産権は、弊社に帰属するものとします。
- (2) 弊社に原始的に帰属する知的財産権以外の知的財産権であって、法令上弊社に譲渡することができる知的財産権（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）は、発生と同時に登録者から弊社に譲渡されるものとします。
- (3) 弊社に原始的に帰属し又は譲渡により弊社に帰属することとなった知的財産権以外の知的財産権（著作者人格権及び肖像権を含みます。）については、登録者は当該知的財産権を弊社又は弊社が指定する者に対して行使しないものとします。

第20条（個人情報）

弊社は、登録者の個人情報（他の登録者その他の第三者を経由して入手したものも含みます。）を、弊社が別途定めるプライバシーポリシーに従って取り扱うものとします。

第21条（損害賠償・違約金・差止め）

1. 登録者がこの規約又は登録契約に違反した場合には、直ちに、違約金として、次の各号の合計金額を弊社に支払うものとします。
 - (1) 弊社が当該違反によって被った損害（次号の損害を除きます。）の額
 - (2) 弊社が当該違反によって被った合理的な範囲の弁護士費用の支出による損害の額

(3) 500,000 円

2. 弊社は、登録者が前項の違反により受けた利益の額を、前項第 1 号の損害の額とみなすことができるものとします。
3. 弊社は、第 1 項の違反行為について弊社が正規に許諾した場合に弊社が受けるべき金額を、第 1 項第 1 号の損害の額とみなすことができるものとします。
4. 登録者は、第 1 項の違約金を支払う場合には、弊社が当該違約金を請求するために要した費用（合理的な範囲の弁護士費用を含みます。）を、当該違約金と併せて弊社に支払うものとします。
5. 第 4 条の年会費の支払義務、第 5 条のライセンス料の支払義務、第 1 項若しくは前項の支払義務その他この規約又は登録契約に基づく登録者の弊社に対する金銭債務の不履行に係る損害賠償の額は、年 14.6% の利率によって定めるものとします。
6. 登録者がこの規約又は登録契約に違反してリーディング、講座開催、イベントの開催、ヒューマンデザイン・システム等を用いた広報活動その他ヒューマンデザイン・システム等を使用した活動又はヒューマンデザイン・システム等を使用した物若しくは情報の開示若しくは伝達を行う場合、弊社はその差止めを求めるものとします。

第 22 条（効力）

登録者と弊社が合意によりこの規約又は登録契約の特則を定めた場合は、当該特則の定めがこの規約又は登録契約に優先するものとします。

第 23 条（変更）

1. 弊社は、変更の効力発生時期を定めた上で、この規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに当該効力発生時期を弊社のウェブサイトに掲載して周知することにより、この規約を変更することができるものとします。
2. 前項の場合であって、前項の変更が民法第 548 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当するときは、既に締結された登録契約も、変更後の規約に定める内容に変更されるものとします。

第 24 条（準拠法・管轄）

1. この規約及び登録契約並びにこれらに係る法律行為については、日本法を準拠法とします。
2. この規約及び登録契約に関する調停、訴えその他一切の紛争は、東京地方裁判所を調停及び第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別表第 1（定義）

Jovian	Jovian Archive Media Pte. Ltd.
ヒューマンデザイン・システム等	次の知識体系その他ラー・ウル・フー (Ra Uru Hu) の教えを基礎とし又はこれから派生する知識体系並びにこれらの知識体系に属する知識 (1) ヒューマンデザイン・システム (The Human Design System) (2) グローバル・インカネーション・インデックス (The Global Incarnation Index) (3) プライマリー・ヘルス・システム (Primary Health System)
プロフェッショナル登録	リーディングやヒューマンデザイン・システム等の講座を行う者として弊社に登録すること
リーディング登録	リーディングを行う者としてのプロフェッショナル登録
講師登録	ヒューマンデザイン・システム等の講座を行う者としてのプロフェッショナル登録

他国組織等	Jovian 及びヒューマンデザイン・システム等の使用を他人に許諾することについてのライセンスを Jovian から受けた日本国外の組織
リーディング	原則として 1 対 1 で行う、ヒューマンデザイン・システム等を用いた個人の特性の読み解き
講座開催	ヒューマンデザイン・システム等を用いた講座を開催すること
イベント	複数者を相手に行う説明会、体験会、復習会その他の催しであって、ヒューマンデザイン・システム等を用いたもの
説明会	リーディングに興味のある方や講座未受講の方などを対象とし、ヒューマンデザイン・システム等の紹介、登録者が行うことのできるリーディングの紹介や登録者が講座開催することができる講座の紹介をすることにより、リーディング対象者や受講者に納得し安心してもらうための催しであって、登録者が講座開催することができる講座の内容の範囲内で行われるもの
体験会	説明会に加え、講座の一部を体験してもらうことにより、リーディング対象者や受講者に納得し安心してもらうための催しであって、登録者が講座開催することができる講座の内容の範囲内で行われるもの
復習会	登録者が講座開催することができる講座の受講者（再受講者や他の登録者から受講した受講者を含みます。）を対象とした、当該講座内容のフォローアップや復習のための催しであって、当該講座の内容の範囲内で行われるもの
広報活動	弊社、登録者、他の登録者、ヒューマンデザイン・システム等又はヒューマンデザイン・システム等を使用した商品若しくはサービスを広報（プロモーション）する活動
ヒューマンデザイン・システム等を用いた広報活動	広報活動のうち、ヒューマンデザイン・システム等を用いながら行うもの
無登録活動	リーディング、講座開催、イベントの開催、ヒューマンデザイン・システム等を用いた広報活動その他ヒューマンデザイン・システム等を使用した活動であって次のいずれかに該当するもの (1) 弊社からヒューマンデザイン・システム等の使用についての許諾を受けず又は弊社から受けたヒューマンデザイン・システム等の使用についての許諾の範囲を超えて日本国内で行う活動 (2) 弊社若しくは他国組織等からヒューマンデザイン・システム等の使用についての許諾を受けず又は弊社若しくは他国組織等から受けたヒューマンデザイン・システム等の使用についての許諾の範囲を超えて日本国外で行う活動
知的財産権	著作権、著作者人格権、著作隣接権、肖像権、特許権その他無体財産権（将来の立法に係るもの及び外国法に基づくものを含みます。）
消費税等	消費税及び地方消費税
税込	消費税等が含まれている金額であること

税抜	消費税等が含まれていない金額であること
他の登録者	現に弊社にプロフェッショナル登録を行っている者(登録者自身を除きます。)
LYD	Living Your Design
ABC	Rave ABC
RC	Rave Cartography

別表第2(手数料(税込))

手数料の種類	手数料の額
登録審査事務手数料(初年度年会費込)	下記備考のとおり
登録変更事務手数料	2,200円
登録変更審査事務手数料	2,200円
現金払手数料	1,100円

【備考】

- 登録審査事務手数料(初年度年会費込)は、5,500円に別表第6に定める1年分の年会費(税込)を加算した金額とします。
- 前項の「1年分の年会費(税込)」は、日割計算、月割計算等を行わないものとします。
- 前2項の規定にかかわらず、弊社が別途指定した講座の修了者は、弊社からのプロフェッショナル登録の案内文書に記載の期間内に登録申し込みをした場合には、3,300円に別表第6に定める1年分の年会費(税込)についてプロフェッショナル登録の申請を行った月以降の月を年会費の対象に含むものとして月割計算した金額を加算した金額とします。

別表第3(リーディング登録におけるリーディング可能範囲)

リーディング登録の種別	リーディング可能範囲
アブレンティス	・基礎リーディング
アンバサダー	・基礎リーディング ・ゼネラルリーディング(ただし、インカネーションクロスの講座を修了していない登録者は、これを用いたリーディングをすることができません。)
アソシエイト	・基礎リーディング ・ゼネラルリーディング
プレアナリスト	・基礎リーディング
プロフェッショナル アナリスト	・ゼネラルリーディング ・フルリーディング ・特別リーディング(パートナーシップ/サイクルを用いたもの)
各種アナリスト	・アナリストの種類に応じた特別リーディング

【備考】

- リーディング可能範囲欄に記載の各リーディングの内容については、別表第4に定めるとおりです。
- アンバサダー、アソシエイト、プレアナリスト、プロフェッショナルアナリストは、別途弊社が指定する講座を修了した場合には、当該講座に関する特別リーディングとして別途弊社が指定するものを行うことができます。

別表第4（リーディングの内容）

リーディングの種類	内容	リーディング登録の種別				
		アプレンティス	アンバサダー	アソシエイト	ブレアナリスト	プロフェッショナル アナリスト
基礎リーディング	タイプ、センター、プロファイル、権威、定義型を用いたリーディング	○	○	○	○	○
ゼネラルリーディング	上記に加え、ゲート、チャネル、回路、インカネーションクロスを用いたリーディング		△	○	○	○
フルリーディング	上記に加え、384 のライン分析、惑星／ノード等を用いたリーディング				○	○
特別リーディング (パートナーシップ／サイクルを用いたもの)	パートナーシップ、サイクルを用いたリーディング		△	△	○	○
各種特別リーディング	BG5、PHS 等のアナリストの種類に応じた各種リーディング		△	△	△	△
【備考】						
リーディング登録の種別欄は、別表第3の内容を要約して参考の趣旨で示したものです。						

別表第5（講師登録における活動範囲）

講師登録の種別	活動範囲
LYD ガイド	・ LYD 講座の開催
各種ティーチャー	・ ティーチャーの種類に応じた各種上級講座の開催
【備考】	
講師登録をした登録者は、自らが開催することができる講座に関する範囲で、説明会、体験会及び復習会を開催することができます。	

別表第6（年会費（税込））

登録の種別	年会費
リーディング登録のみ	13,200 円
講師登録のみ	26,400 円
リーディング登録及び講師登録	

【備考】

1. プロフェッショナル登録の申請を行った年の年会費は、登録審査事務手数料（初年度年会費込）に含まれるものとします。
2. 登録の種別を変更したことによって年会費が上がることとなる場合、その変更の日の属する年の年会費は、変更後の登録の種別に応じた年会費とし、日割計算・月割計算等は行わないものとします。ただし、弊社が別途指定した講座の修了者は、弊社からのプロフェッショナル登録の案内文書に記載の期間内に登録申し込みをした場合には、変更を行った月以降の月を変更後の年会費の対象に含むも

のとして月割計算した金額を年会費とします。

3. 登録の種別を変更したことによって年会費が下がることとなる場合でも、その変更の日の属する年の年会費は、従前のままとします。

別表第7（受講者1人あたりのライセンス料単価（税込））

講座の種類	受講者1人あたりのライセンス料単価
LYD	5,500円
ABC	16,500円
RC	33,000円
上記以外の講座	受講料その他受講者から受け取る対価（税抜）の22%（登録種別の範囲を超えて弊社が特別に許可した講座については33%）を基本として弊社が個別に定める額

別表第8（リーディングの所要時間・参考リーディング料（税込））

リーディングの種類	所要時間	参考リーディング料
基礎リーディング	20分以上	4,400円以上
ゼネラルリーディング	40分以上	8,800円以上
フルリーディング	60分以上	16,500円以上
各種特別リーディング	別途弊社が指定した場合には、その時間	別途弊社が指定した場合には、その金額

別表第9（講座の要領）

講座	要領
LYD	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受講時間は、12時間以上としなければなりません。 2. 日本語を用いる講義の場合には、弊社発行の日本語版テキストを用いるものとし、受講者1名につき1セットのテキストを配布するものとします。この場合、登録者は、弊社からテキストを1セット16,500円（税込）で購入し、その購入に係るテキストを受講者に配布するものとします。なお、受講者への配布は、弊社から直接受講者に発送することによる配布を含むものとします。 3. なお、LYDの参考価格は、60,500円以上（税込。テキスト代を含みます。）です。
ABC	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受講時間は、12時間以上としなければなりません。 2. 日本語を用いる講義の場合には、弊社発行の日本語版テキストを用いるものとし、受講者1名につき1セットのテキストを配布するものとします。この場合、登録者は、弊社からテキストを1セット11,000円（税込）で購入し、その購入に係るテキストを受講者に配布するものとします。なお、受講者への配布は、弊社から直接受講者に発送することによる配布を含むものとします。 3. なお、ABCの参考価格は、82,500円以上（税込。テキスト代を含みます。）です。
RC	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受講時間は、24時間以上としなければなりません。 2. 日本語を用いる講義の場合には、弊社発行の日本語版テキストを用いるものとし、受講者1名につき1セットのテキストを配布するものとします。この場合、登録者は、弊社からテキストを1セット33,000円（税込）で購入し、その購入に係るテキストを受講者に配布するものとします。なお、受講者への配布は、弊社から直接受講者に発送することによる配布を含むものとします。

	3. なお、RC の参考価格は、192,500 円以上（税込。テキスト代を含みます。）で す。
上記以外の講座	別途弊社が包括的又は個別に指定した場合には、これに従うものとします。
【全講座に共通の事項】	
対面又はオンラインでのストリーミング配信（受講者が動画を保存することが通常となる方法による配信を含みません。）で行うものとしますが、ストリーミング配信による場合には、受講の事実が確認できる方法によるものとします。	